

4. 道路形態

- (1) 道路は基本的に通り抜けとし、幅員が5.0m以上(開発区域が1.0ha以上の場合は6.0m以上の幹線道路を設置すること)の道路であること。(図-2)  
 ただし、開発区域が3,000㎡未満の場合はこの限りではない。(図-3)
- (2) やむを得ず道路を袋路状とする場合は、図-4及び図-5のとおりとする。
- (3) 袋路状の道路において枝線を設置する場合は図-6のとおりとする。
- (4) 転回広場の形態は図-7、待避所の形態は図-8のとおりとする。

図-2 通り抜け道路(開発区域 3,000㎡以上の場合)

(ア)道路形態に関係なく幅員5.0m以上とすること。

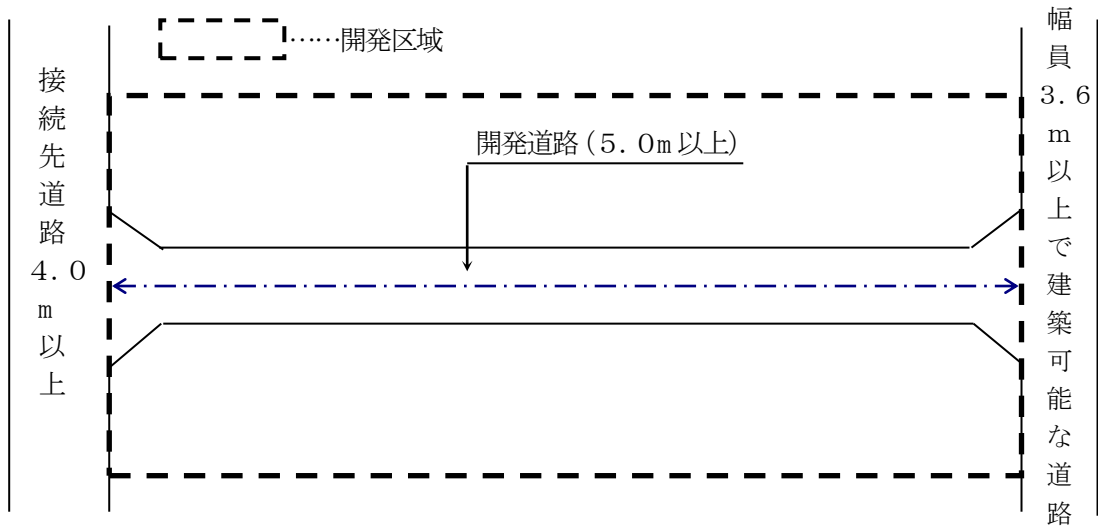
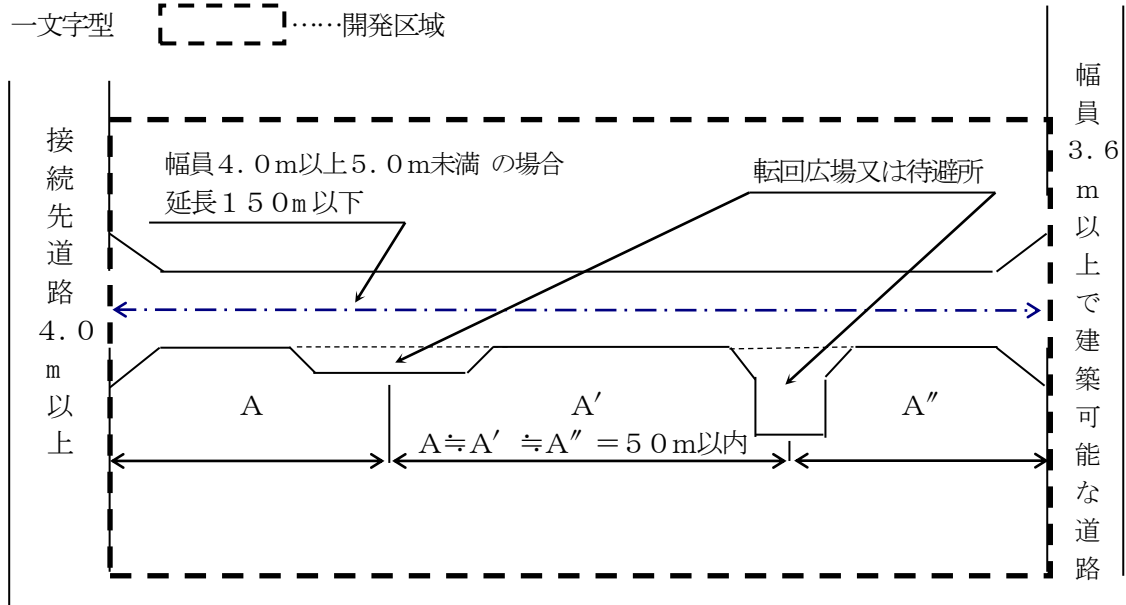


図-3 通り抜け道路(開発区域 3,000㎡未満の場合)

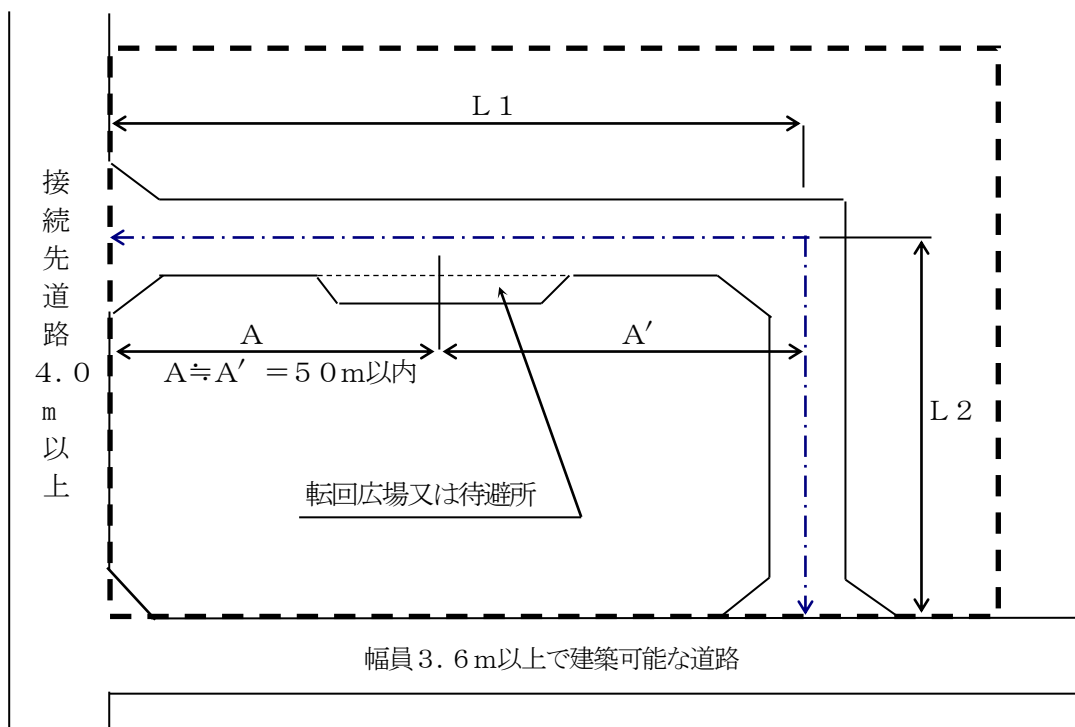
例1) 一文字型   ……開発区域



(ア) 道路の幅員は5.0m以上を基本とするが、やむを得ず幅員4.0m以上5.0m未満の道路を設置する場合における道路の延長は150m以下とし、50mを超える場合は50m以内に転回広場又は待避所を設置すること。(幅員が5.0m以上の場合は、転回広場又は待避所の設置は不要)

例2) L型

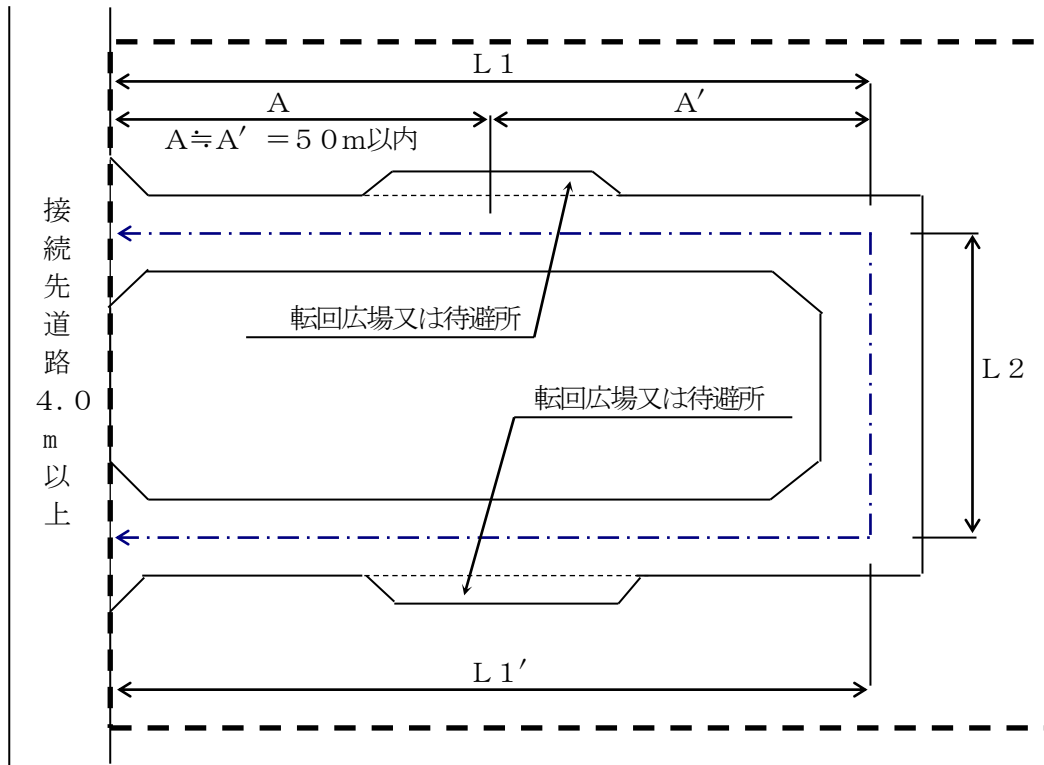
.....開発区域



- (ア) 道路の幅員は5.0m以上を基本とするが、やむを得ず幅員4.0m以上5.0m未満の道路を設置する場合における道路の延長(L1+L2)は150m以下とし、50mを超える場合は50m以内に転回広場又は待避所を設置すること。  
(幅員が5.0m以上の場合、転回広場又は待避所の設置は不要)
- (イ) 道路延長が100m以上の場合、転回広場又は待避所は2ヶ所設置すること。この場合はL1, L2に1ヶ所ずつ設置する。また、代わりに幅員5.0m以上でも可とする。
- (ウ) すみ切部分から待避所が5.0m以内に配置される場合はその路線を幅員5.0m以上確保すること。

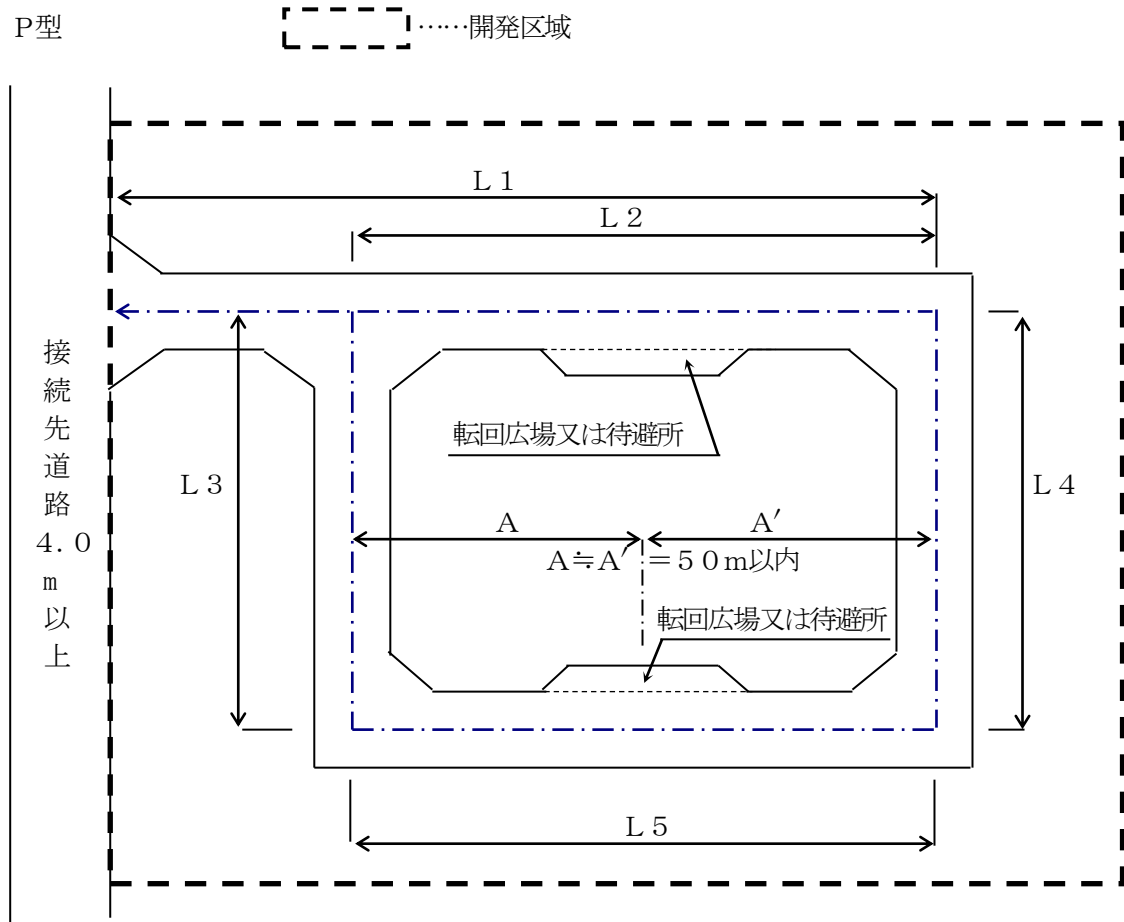
例3) U型

.....開発区域



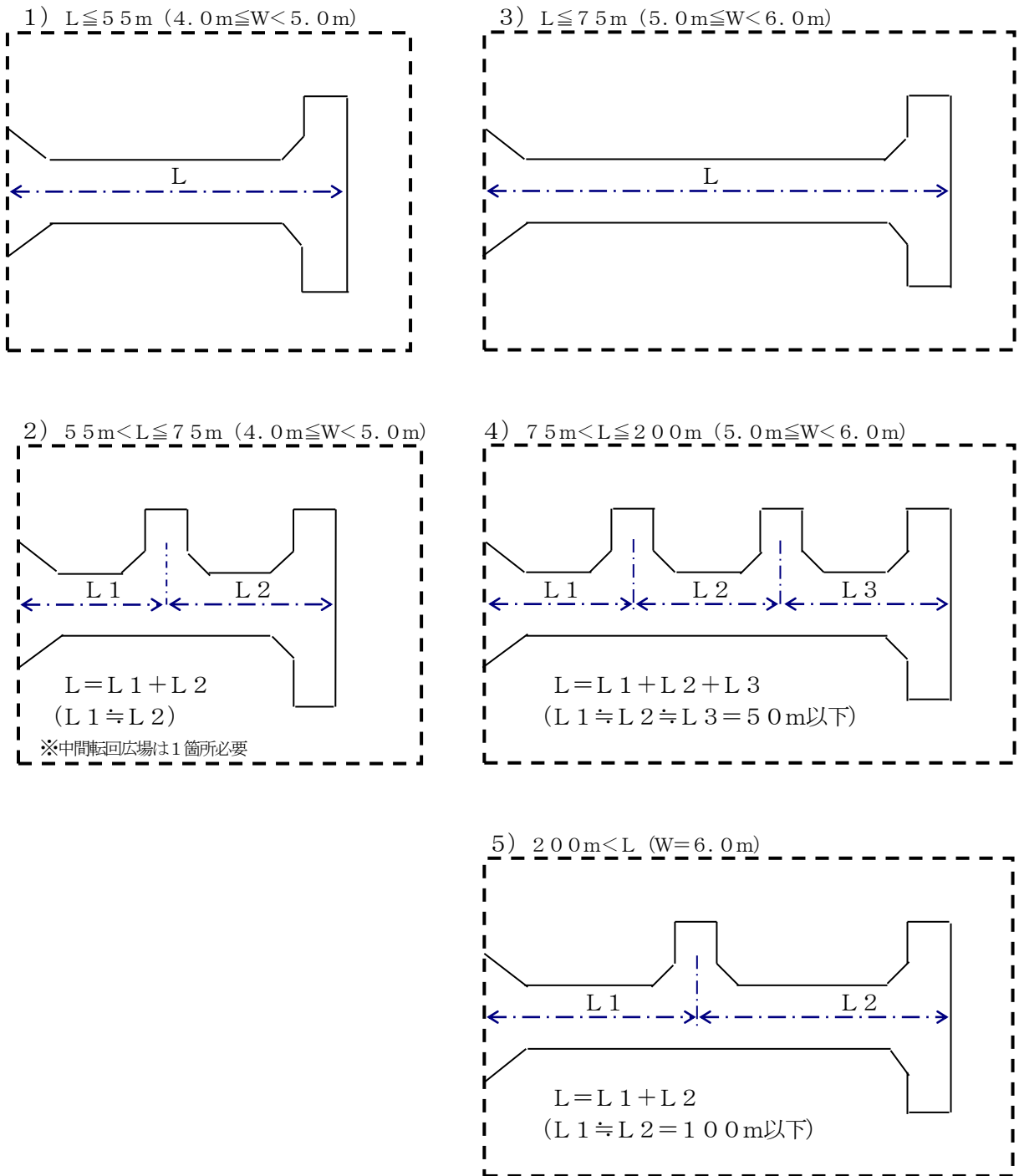
- (ア) 道路の幅員は5.0m以上を基本とするが、やむを得ず幅員4.0m以上5.0m未満の道路を設置する場合における道路の延長( $L1 + L1' + L2$ )は150m以下とし、50mを超える場合は50m以内に転回広場又は待避所を設置すること。(幅員が5.0m以上の場合、転回広場又は待避所の設置は不要)ただし、 $L1$ と $L1'$  がそれぞれ70m以下で、かつ、 $L2$ の幅員が6.0m以上の場合の $L2$ は35mまでは可とする。
- (イ) 道路延長が100m以上の場合、転回広場又は待避所は2ヶ所設置すること。この場合は、 $L1$ 、 $L2$ 、 $L1'$  のいずれかに1ヶ所づつ、合計2ヶ所設置すること。また、代わりに幅員5.0m以上でも可とする。
- (ウ) すみ切部分から待避所が5.0m以内に配置される場合はその路線を幅員5.0m以上確保すること。

例4) P型



- (ア) 道路の幅員は5.0m以上を基本とするが、やむを得ず幅員4.0m以上5.0m未満の道路を設置する道路延長(L1 + L3 + L4 + L5)は150m以下とし、50mを超える場合は50m以内に転回広場又は待避所を設置すること。(幅員が5.0m以上の場合は、転回広場又は待避所の設置は不要)
- (イ) 道路延長が100m以上の場合は転回広場又は待避所は2ヶ所設置すること。この場合はL2, L3, L4, L5のいずれかに対面となるように設置すること。また、代わりに幅員5.0m以上でも可とする。
- (ウ) すみ切部分から待避所が5.0m以内に配置される場合はその路線を幅員5.0m以上確保すること。

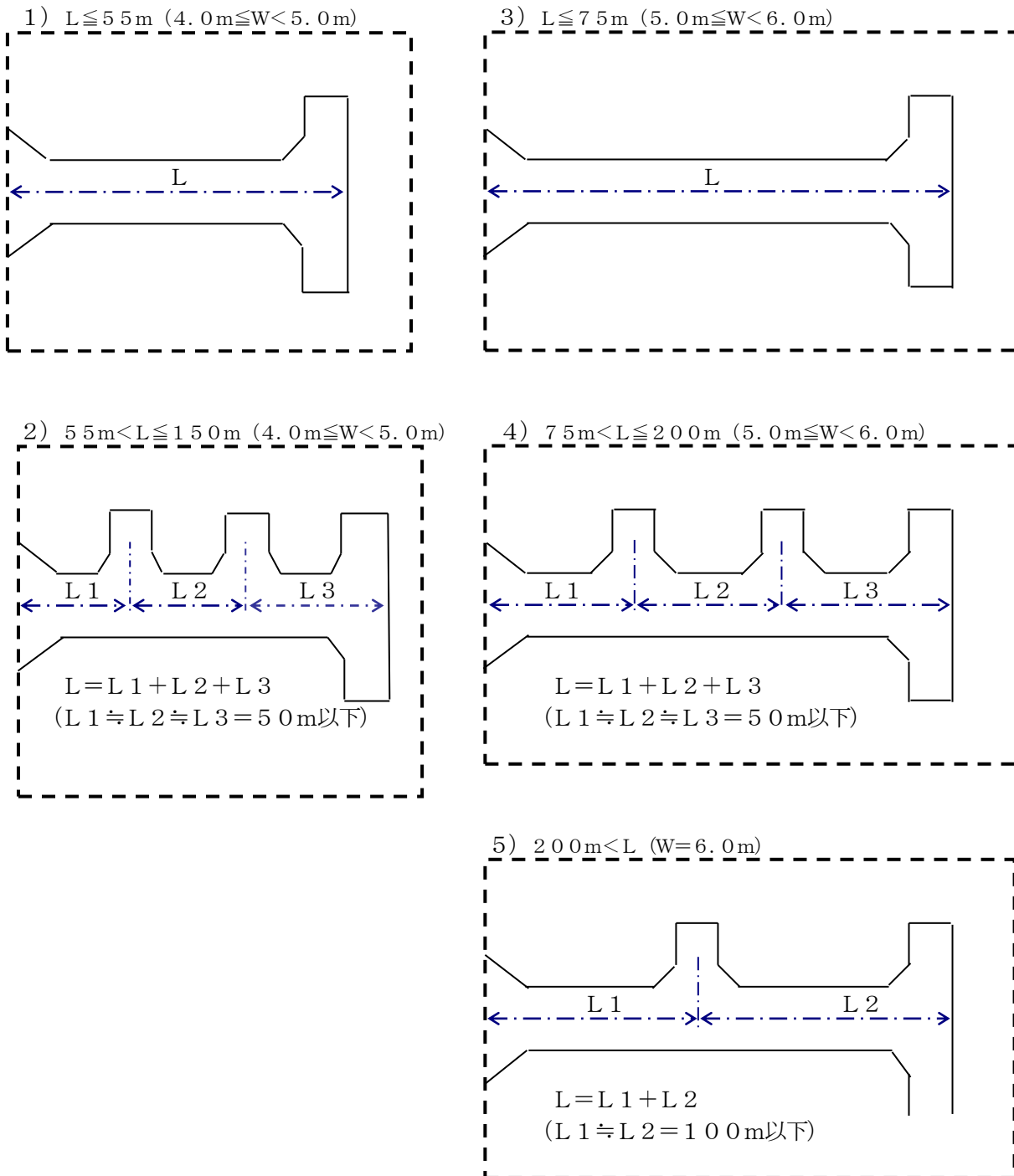
図一4 袋路状道路(開発区域 3,000m<sup>2</sup>以上)



※L: 道路延長  
W: 幅員

- (ア) 末端転回広場は、全ての場合において必要
- (イ) 2), 4), 5)は中間転回広場が必要

図一5 袋路状道路(開発区域 3,000m<sup>2</sup>未満)

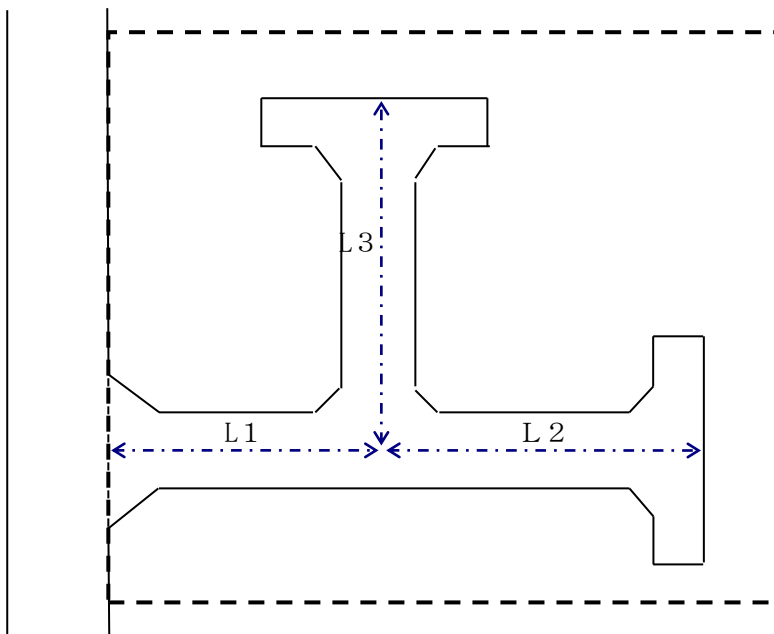


L : 道路延長  
W : 幅員

- (ア) 末端転回広場は、全ての場合において必要
- (イ) 2), 4), 5) は中間転回広場が必要

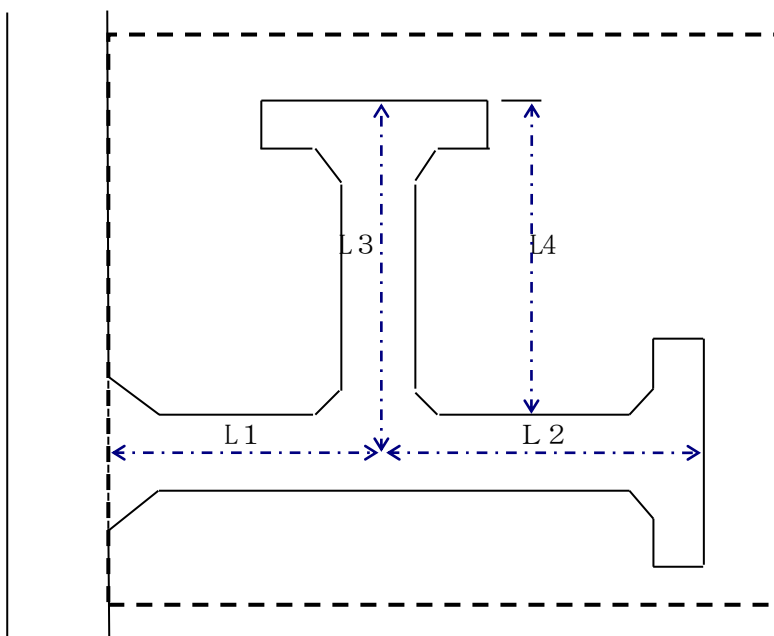
図一六 袋路状道路（枝線がある場合）

例1) 基本形



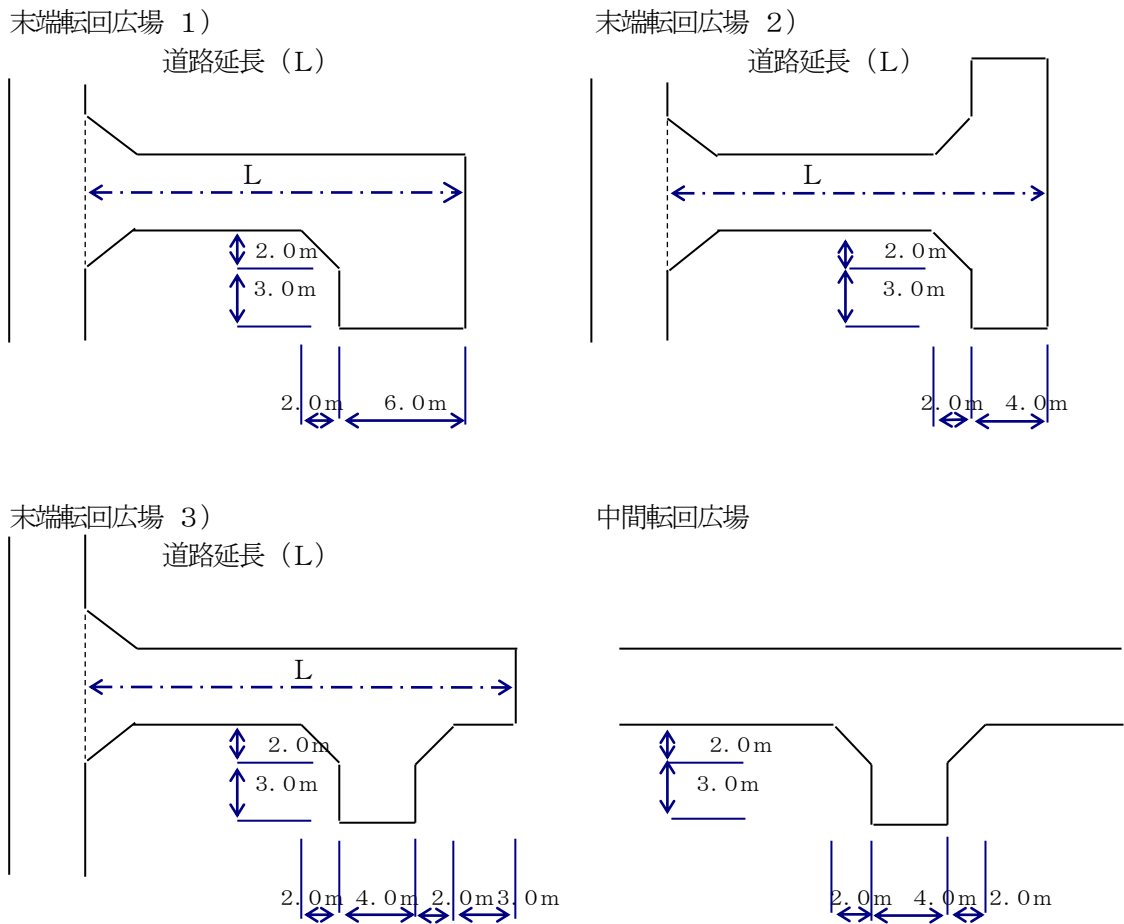
(ア) 袋路状で枝線を設置する道路は、それぞれの路線 ( $L1+L2$ の路線,  $L1+L3$ の路線) において図一四若しくは図一五に該当する形態で設置すること。なお、設計概要における道路延長の表記は、 $L=L1+L2+L3$ とする。

例2) 本線と枝線の幅員が相違する場合



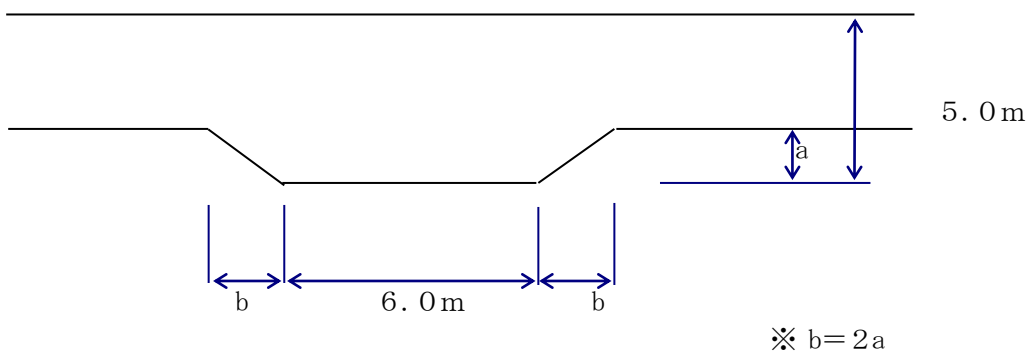
(ア) 袋路状で枝線を設置する道路において、本線（例えば  $L1+L2$  の路線を本線とする）を図一四若しくは図一五に該当する形態で設置し、かつ、幅員を5m以上とした場合の枝線（ $L3$ の路線を枝線とする）の道路延長は  $L4$  とし、図一四若しくは図一五に該当する幅員4m以上5m未満の道路を設置することができる。なお、設計概要における道路延長の表記は、 $L=L1+L2+L3$ とする。

図一7 転回広場



注) 上図以外の形態になる場合、追加される部分は道路延長に含み、それぞれに末端転回広場を要する。

図一8 待避所





(5) 道路は、階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の用に供する道路で、通行及び消防活動の際の機能に支障をきたさない場所に設けるものであり、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- ① 階段のけあげの寸法は15cm以下、踏面の寸法は30cm以上であるもの。
- ② 垂直高3mをこえる場合は、3m以内毎に踏面2m以上の踊場を設けるもの。
- ③ コンクリート等の堅固で耐久力のある材料を使用するもの。

(6) 必要に応じて避難通路を設置する場合は、次の各号に該当するような形態において、区域外の農道等の公道へ接続させること。

- ① 幅員は1.5m以上2.0m以下であるもの。
- ② 延長は15m程度（1区画分）迄であるもの。
- ③ 横断勾配は表一4による。
- ④ 縦断勾配及びその他構造等は協議による。